

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条、第四十八条及び第四十九条の規定による平成二十六年度の狩猟免許試験（以下「試験」という。）並びに同法第五十一条の規定による平成二十六年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「更新」という。）を次のとおり実施する。

平成二十六年五月八日

広島県知事 湯崎英彦

一 実施する免許種別
法第三十九条第二項に定める網獵免許、わな獵免許、第一種銃獵免許及び第二種銃獵免許の四種

二 試験等の日時、免許種別、定員及び場所
1 試験

六月一九日	月日	2 更新	九月四日	八月二一八日	八月二一〇日	八月八日	七月三一日	七月二七日	七月一八日	七月一〇日	月日
木	曜日		木	木	水	金	木	日	金	木	曜日
午後一時	開始時刻		〃	午前九時	午後一時	午前九時	午後一時	〃	午前九時	午後一時	開始時刻
第一種網 第二種銃 わな 獵 猪 猪 猪	免許種別		第一種網 第二種銃 わな 獵 猪 猪 猪	第一種銃 第二種銃 わな 獵 猪 猪 猪	第一種銃 第二種銃 わな 獵 猪 猪 猪	第一種網 第二種銃 わな 獵 猪 猪 猪	第一種銃 第二種銃 わな 獵 猪 猪 猪	第一種網 第二種銃 わな 獵 猪 猪 猪	第一種銃 第二種銃 わな 獵 猪 猪 猪	第一種網 第二種銃 わな 獵 猪 猪 猪	免許種別
五〇名	定員		一一〇名	七〇名	五〇名	八〇名	五〇名	一二〇名	八〇名	五〇名	定員
福山市三吉町一丁目一番一号 広島県福山庁舎	場所		広島市東広島庁舎	広島市中区基町一〇番五二号 広島県三次庁舎	広島市西中央一丁目三番二五号 庄原市ふれあいセンター	広島市西本町四丁目五番二六号 庄原市西条昭和町一三番一〇号	広島市西本町四丁目六番一号 広島市西条昭和町一三番一〇号	福山市三吉町一丁目一番一号 広島市久井町和草六一四番地 三原市久井公民館	福山市三吉町一丁目一番一号 広島県福山庁舎	福山市三吉町一丁目一番一号 三原市久井公民館	場所

(二) 適性試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、獵具の取扱い並びに鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について筆記試験を行う。

三 試験等の内容

1 試験

(一) 知識試験

六月二六日	七月一日	七月二日	七月三日	七月四日	七月八日	七月九日	七月十日	七月一二日	七月一五日	七月一六日	七月一七日	七月一四日	七月一九日	八月四日	八月六日	八月一九日		
木	火	水	木	火	金	水	火	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	
午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	午後一時	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
八〇名	一五〇名	一〇〇名	一五〇名	五〇名	八〇名	六五名	九〇名	九〇名	一〇〇名	五〇名	七〇名	七〇名	五〇名	七〇名	七〇名	五〇名	五〇名	
広島県三次序舎	広島市中区基町一〇番五二号	庄原市ふれあいセンター	広島市中区基町一〇番五二号	福山市駅家町倉光三七番地一	福山市北部市民センター	三次市十日市東四丁目六番一号	三原市市民福祉会館	三原市城町一丁目一八番一号	東広島市西条昭和町一三番一〇	庄原市ふれあいセンター	庄原市西本町四丁目五番二六号	東広島市西条昭和町一三番一〇	神石郡神石高原町小畠二〇二三	北広島町千代田中央公民館	北広島町有田一二二〇番	山県郡北広島町有田一二二〇番	尾道市古浜町二六番一二号	世羅町甲山農村環境改善センタ
広島県三次序舎	三次市十日市東四丁目六番一号	広島県庁	広島市中区基町一〇番五二号	庄原市西本町四丁目五番二六号	福山市駅家町倉光三七番地一	福山市北部市民センター	三次市十日市東四丁目六番一号	三原市市民福祉会館	三原市城町一丁目一八番一号	東広島市西条昭和町一三番一〇	庄原市ふれあいセンター	庄原市西本町四丁目五番二六号	東広島市西条昭和町一三番一〇	神石郡神石高原町小畠二〇二三	北広島町千代田中央公民館	北広島町有田一二二〇番	尾道市古浜町二六番一二号	世羅郡世羅町西上原一一三番地

視力（矯正視力を含む。）、聴力（補聴器によつて矯正された聴力を含む。）及び運動能力について行う。

(三) 技能試験

狩猟免許の種別に応じて次の課題について実技試験を行う。

- (1) 網猟免許 網猟具の判別及び取扱い、鳥獣の判別
- (2) わな猟免許 わな猟具の判別及び取扱い、鳥獣の判別
- (3) 第一種銃猟免許 模造銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別
- (4) 第二種銃猟免許 模造空気銃の取扱い、距離の目測、鳥獣の判別

注 1 複数の種別の免許を申請した者については、申請によつて同一試験日で受験できるものとする。

2 適性試験、知識試験、技能試験の順に行い、適性試験、知識試験のいずれかが不合格の者に対しては、技能試験を行わない。

3 狩猟免許を取得し、その有効期間内に他の種別の狩猟免許試験を受けようとする者については、知識試験（猟具に係るもの を除く。）を免除する。

2 更新

適性検査（視力「矯正視力を含む。」・聴力「補聴器によつて矯正された聴力を含む。」・運動能力）及び講習を行う。

四 受験等の資格

1 試験

広島県内に住所地を有する者。ただし、試験日に次のいずれかに該当する者は除く。

- (一) 二十歳に満たない者
- (二) 統合失調症者、そう鬱病者（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん病者（発作が再発するおそれのない者、発作が再発しても意識障害がもたらされない者及び発作が睡眠中に限り再発する者を除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、若しくは著しく低下させる症状を呈する病気の者
- (三) 麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者
- (四) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから、三年を経過していない者
- (五) 狩猟免許の取消しを受けた後三年を経過していない者（当該取消しに係る狩猟免許の種類に限る。）
- (六) 不正の手段によつて狩猟免許試験を受け、又は受けようとして、受験することを禁止されている者

2 更新

広島県内に住所地を有する者で、平成二十三年度に狩猟免許を取得又は更新した者。ただし、1の(二)から(五)までに該当する者を除く。

五 申請手続

1 申請書用紙等の請求先

広島県環境県民局自然環境課（〒七三〇一八五一一 広島市中区基町一〇番五二号）又は最寄りの広島県農林水産事務所に請求すること。郵便で請求するときは、封筒の表に「申請用紙請求」と朱書きし、試験の場合は百二十円切手を貼った宛先・郵便番号明記の返信用角形二号封筒を、更新の場合は八十二円切手を貼った宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒を、それぞれ必ず同封すること。

2 提出書類

(一) 狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（受けようとする種別ごとに一枚ずつ提出すること。）

(二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し。

(三) 前記四(一)及び(三)に該当しない旨の医師の診断書。ただし、(二)の許可証の写しを提出している場合は、提出しなくてよい。

(四) 受験・受講票（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦二・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真を貼り、所定の事項を記入したもの）

(五) 八十二円切手を貼った、宛先・郵便番号明記の返信用定形封筒一通（受験・受講票の返信用）

3 申請書の提出先

試験 広島県環境県民局自然環境課（〒七三〇一八五一一 広島市中区基町一〇番五二号）

更新 希望の更新場所を管轄する農林水産事務所

郵送する場合は、封筒の裏に「申請書在中」と朱書きすること。

4 申請書の受付期限及び受付時間

(一) 受付期限

受けようとする試験等の期日の十日前（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日にに関する法律〔昭和二十三年法律第百七十八号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。郵送の場合は、受付期限までの消印があるものに限り受け付ける。）。ただし、申請者の数が定員に達した後は、受け付けない。

(二) 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

5 手数料

(一) 新たに狩猟免許を受けようとする者
一件につき五千二百円

(二) 狩猟免許を受け、その有効期間内に他の免許を受けようとする者
一件につき三千九百円

(三) 更新を受けようとする者
一件につき一千九百円

6 手数料の納付方法

手数料は、試験の場合は専用の納付書により金融機関で払い込み、払込証明書を申請書の所定欄に貼ること。更新の場合は広島県収入証紙を申請書の所定欄に貼って納めること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。
なお、納付された手数料は返還しない。

六 結果の通知

試験の終了後一か月以内に、合格者には狩猟免状を送付し、不合格者には不合格通知書を送付する。

更新の結果については、合格者には旧免状と引き換えに狩猟免状を交付し、不合格者は不合格通知書を送付する。